

平成 26 年 1 月 17 日

丸亀市長 梶 正 治 様

丸亀市特別職報酬等審議会

会 長 森 茂

市長等の給料及び市議会議員の報酬について（答申）

平成 25 年 11 月 6 日付け 25 総行第 68 号により、本審議会に対し諮問のあった以下の項目について、別紙のとおり答申します。

- 1 市長、副市長及び教育長の給料
- 2 市議会議員の報酬
- 3 市議会議員の政務活動費

答 申

1 はじめに

本審議会では、平成 25 年 11 月 6 日付けで丸亀市長から諮問を受けた事項について、現在の社会経済情勢、人事院勧告の内容、本市の財政状況、一般職職員の給与、特別職の職務内容や議会活動の状況、丸亀市民の生活感覚や市民感情、類似団体の状況、県内他市の状況等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に審議を行い、以下の結論を得た。

2 結論

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料は、据置きが適当である。
- (2) 議長、副議長及び議員の報酬は、据置きが適当である。
- (3) 市議会議員の政務活動費は、据置きが適当である。

3 理由

- (1) 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料

わが国の社会経済情勢は、依然厳しい状況が続いているが、消費者物価指数が上昇し、円安や内需拡大を背景に企業収益が回復するなど、持ち直しの兆しも見られる。本市においては、平成 18 年 3 月の丸亀市財政健全化計画策定以降、財政健全化に向けたあらゆる対策を講じてきたところであり、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率などの主要な財政指標から、現在の財政状況は、類似団体や県内他市との比較において良好なものと認められる。

地方分権改革が進展するなかで、基礎自治体には、国・県から事務の権限移譲が行われ、その所掌事務が拡大するとともに、市民の行政需要自体も多様化・高度化している。加えて、合併による市域の拡大や「定住自立圏構想」のもと中心市として果たすべき役割など、本市固有の事情もあり、地域の実情に即応した柔軟かつ実効性のある行財政運営を主導すべき市長等の職責は重大である。

また、本年度は人事院による改定勧告がなされなかったこと、本市

市長等の現行給与は年収ベースで比較すると類似団体のうち中程度に位置すること、平成 25 年 10 月から自主減額を実施していることなどを併せ考えると、その給料は決して高いものとはいえないとの意見が大勢を占めた。しかし、社会経済情勢の先行きも不透明であり、市民のコンセンサスが得られていない現時点では、引き上げるべきではなく、現行額に据え置くことが適当との結論に達した。

審議過程においては、各委員から、本市財政の将来見通しについて財政構造の硬直化が懸念されるとの意見や、減少傾向にある一般職公務員給与との均衡を考慮して特別職の給料も減額すべきではとの意見、市民生活に大きく影響を与える消費税の増税が予定されるなど安閑としていられないのではないかととの意見も示されたところである。

(2) 市議会議員の報酬

多様化・高度化する行政需要を適切に市政に反映させるため、市民代表としての議会には、市政に対する監視機能と自主的な政策形成機能を十分に発揮することが求められている。

審議の過程では、日常における議員活動の状況は、本会議への出席や選挙活動以外の場では、一般市民にとって見えづらく分かりづらいとの意見もあったが、丸亀市議会・議員の職責は重大であるところ、本市行財政改革に資するため、議員定数を 3 人削減する条例を議会自ら提案・可決し平成 25 年 4 月実施の選挙から適用し、また、議会報告会の開催など開かれた議会を目指し積極的に議会改革を推進しており、その活動及び姿勢は市民からの負託に十分応えていると認められる。したがって、報酬について、据置きが適当との意見で一致した。

(3) 市議会議員の政務活動費

政務活動費は、平成 24 年の地方自治法の改正により従来の政務調査費から改められたものであり、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付される。政務活動費を充てることができる対象経費は、丸亀市議会政務活動費の交付に関する条例により定められているが、当該条例の趣旨を考慮し、現行額が政務活動費の交付目的を達成するために十分であるかどうかについて議論を行った。

収支報告書によると、全額使用する議員がいる一方で全く使用しない議員もいるなど、年間の執行額に差があり、活動の有無について点検が必要であるとの意見が出たものの、これが政務活動費に対する考え方の相違によるところであれば容認すべきとの意見が大勢を占めた。

今後とも、真に必要なものに限定し、有意義に使用するとともに、領収書の添付を徹底し、使途の透明性の確保に努めていただくことを前提として、現行額が適当であるとの結論に達した。

4 おわりに

以上のとおり、諮問のあった項目については、全て据置きが適当と判断したところであるが、市長等におかれては、一層の指導力を発揮し、各議員におかれては、より市民に開かれた議員活動を展開することを期待するものである。

本審議会の審議に参加した委員

会 長	森 茂	(丸亀商工会議所)
副会長	秋山 千枝	(四国税理士会)
委 員	安部 員正	(連合香川西地域協議会)
	尾崎 祐子	(国際ソロプチミスト丸亀)
	川田 登美子	(ゆめネットワーク)
	杉林 利夫	(公募委員)
	長山 貴之	(香川大学)
	東田 雅彦	(香川県司法書士会)
	松永 真理	(丸亀市 PTA 連絡協議会)
	横瀬 實	(丸亀市連合自治会)

審議会開催状況

第 1 回審議会	平成 25 年 11 月 6 日
第 2 回審議会	平成 25 年 11 月 27 日
第 3 回審議会	平成 25 年 12 月 26 日